

3. 特定生産緑地制度の概要

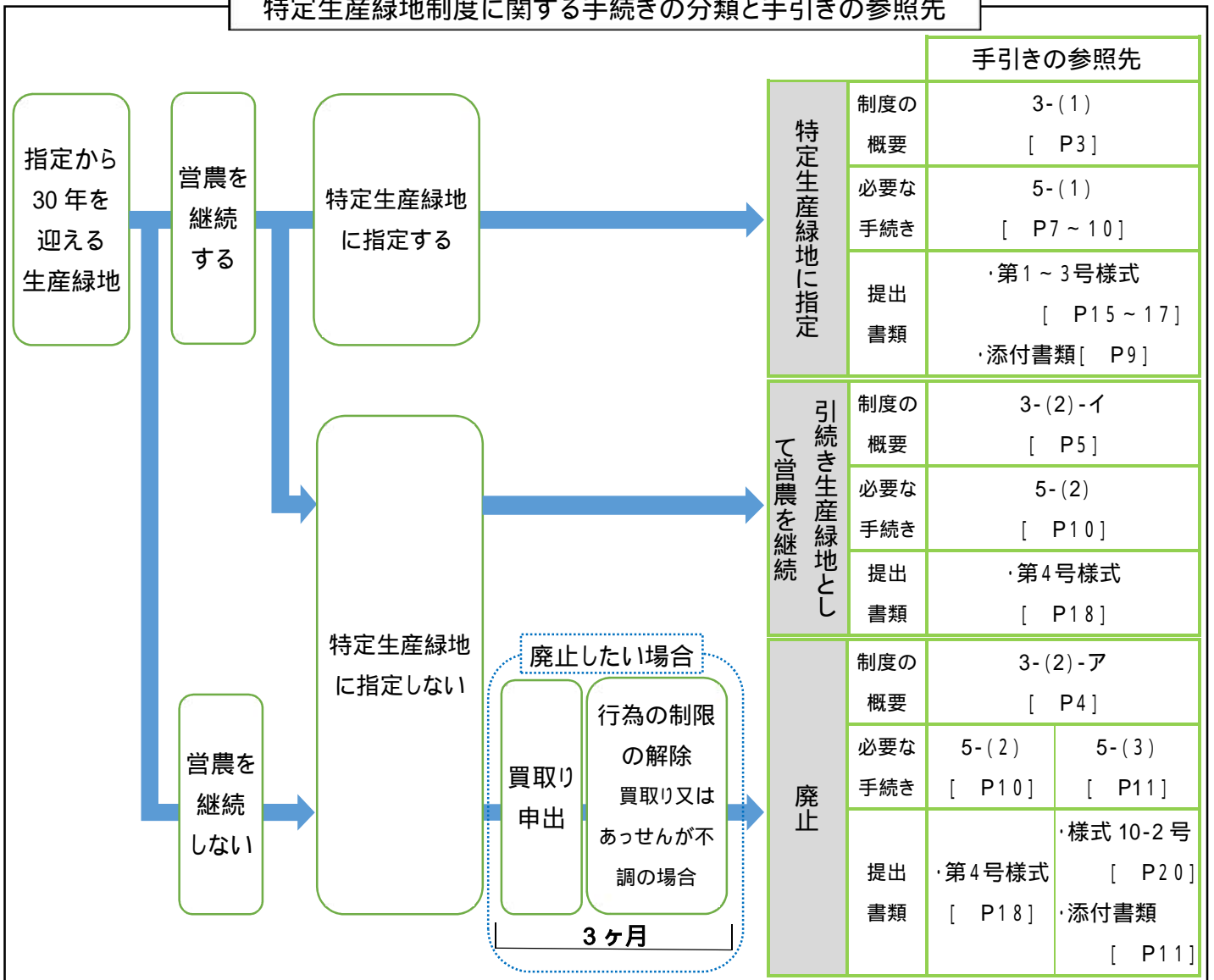
平成29年5月に法の一部が改正され、「特定生産緑地制度」が創設されました。この制度の創設により、既存の生産緑地の所有者等の意向を基に、指定から30年を迎える生産緑地を、法第10条の2による「特定生産緑地」に指定することができるようになりました。

既存の生産緑地の所有者等の意向によって、特定生産緑地制度に関する手続きや取扱いを次のとおり分けることができます。

- (1) 特定生産緑地に指定する場合
- (2) 特定生産緑地に指定しない場合
 - ア. 生産緑地を廃止したい場合
 - イ. 引続き生産緑地として営農を継続する場合

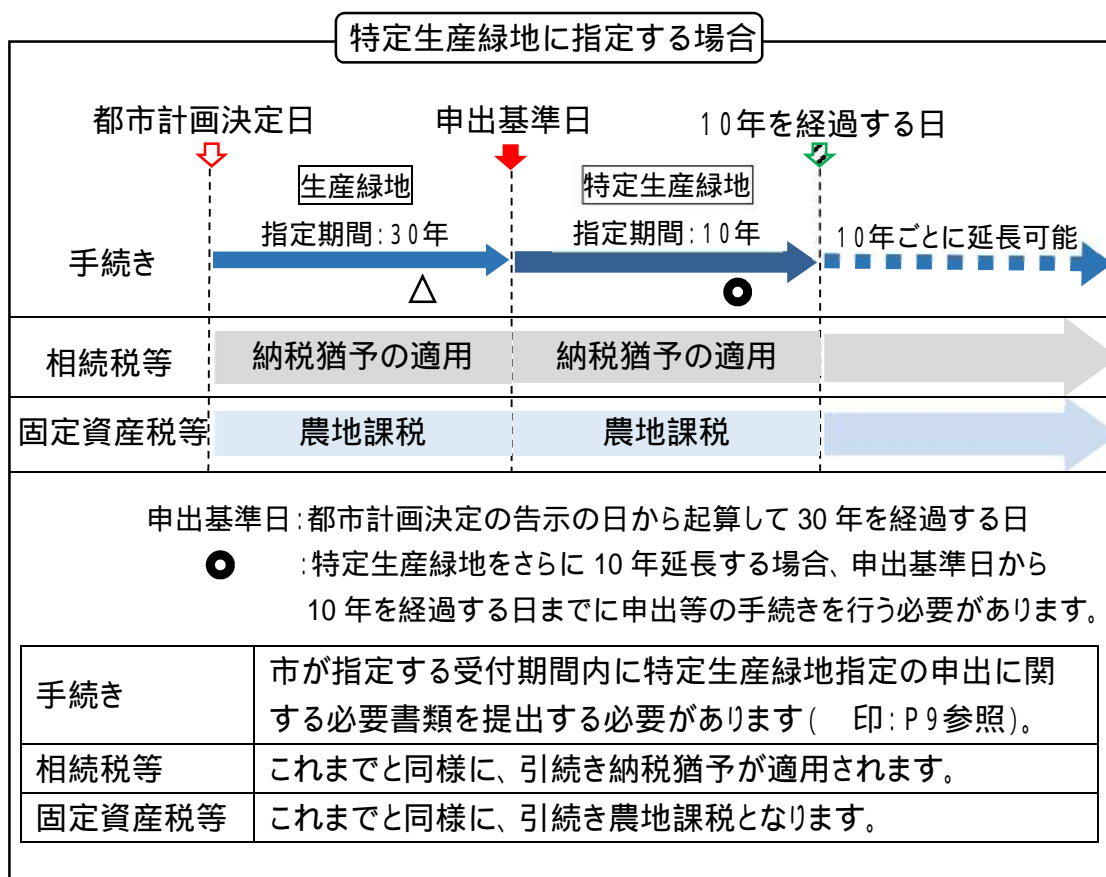
なお、生産緑地の一部を特定生産緑地に指定し、残りを指定しない場合は、(1)と(2)の手続きがそれぞれ必要となります。P6の3-(3)を御参照ください。

特定生産緑地制度に関する手続きの分類と手引きの参照先



3 - (1) 特定生産緑地に指定する場合

申出があった生産緑地は、特定生産緑地の指定要件(P6参照)を満たしている場合に、特定生産緑地に指定することができます。特定生産緑地に指定することにより、買取り申出ができるようになるまでの期間が10年間延長され、行為の制限が継続するとともに、固定資産税等の農地課税や相続税等の納税猶予などの税制措置が、引続き適用されます。特定生産緑地への指定から10年が経過した後は、さらに10年毎に延長をすることができます。



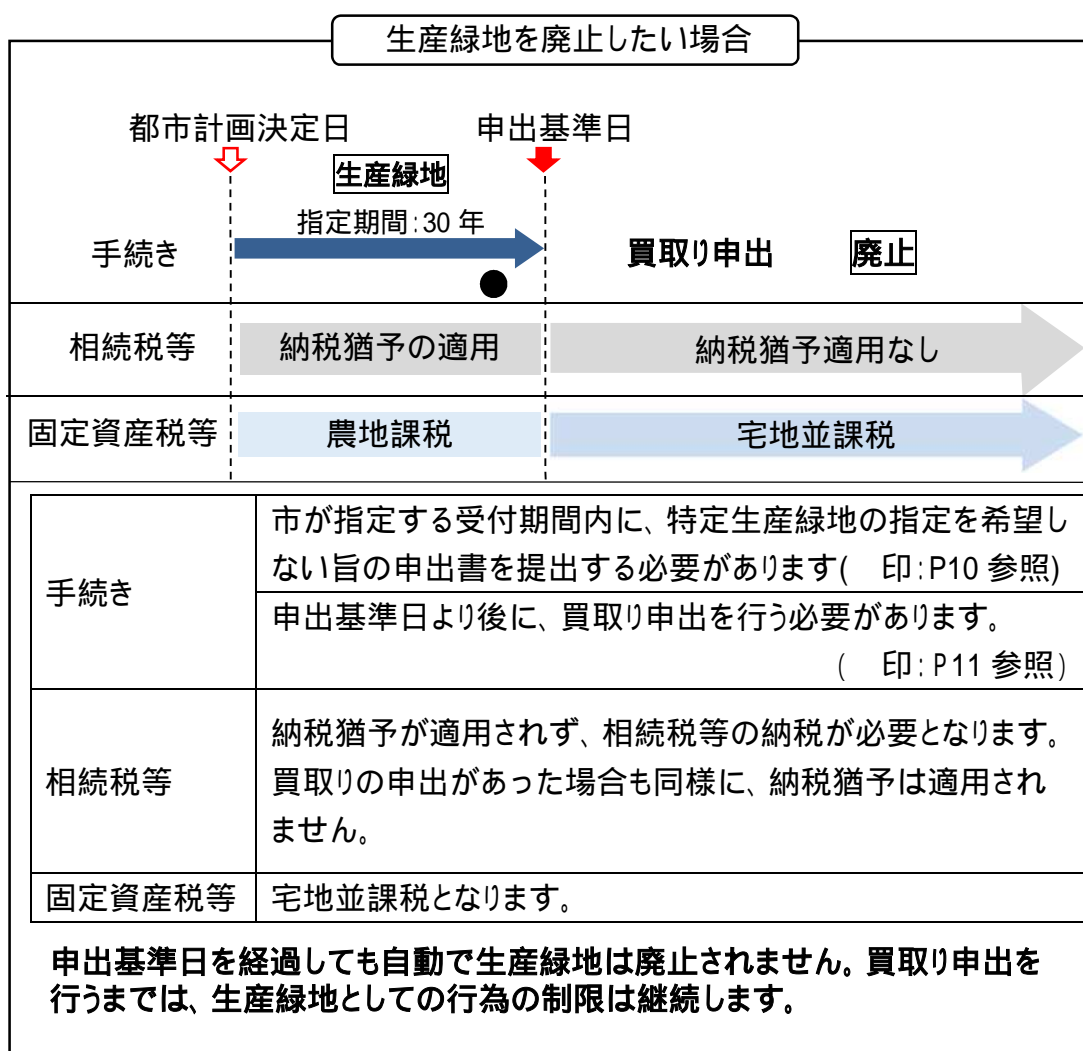
3 - (2) 特定生産緑地に指定しない場合

ア. 生産緑地を廃止したい場合

申出基準日が到来する生産緑地について、特定生産緑地の指定はせず、営農も継続しない場合には、市が指定する受付期間内(P8参照)に特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書を提出し、その後、申出基準日より後に、市へ買取り申出を行うこととなります。

買取り申出の手続きの中で、市で買取りを行わず、農業に従事することを希望する方へのあっせんも不調となった場合、生産緑地における行為の制限が解除され、市で廃止の手続きを行います(P1参照)。

生産緑地が廃止された場合、固定資産税等は宅地並課税となり、相続税等の納税猶予も適用されなくなります。



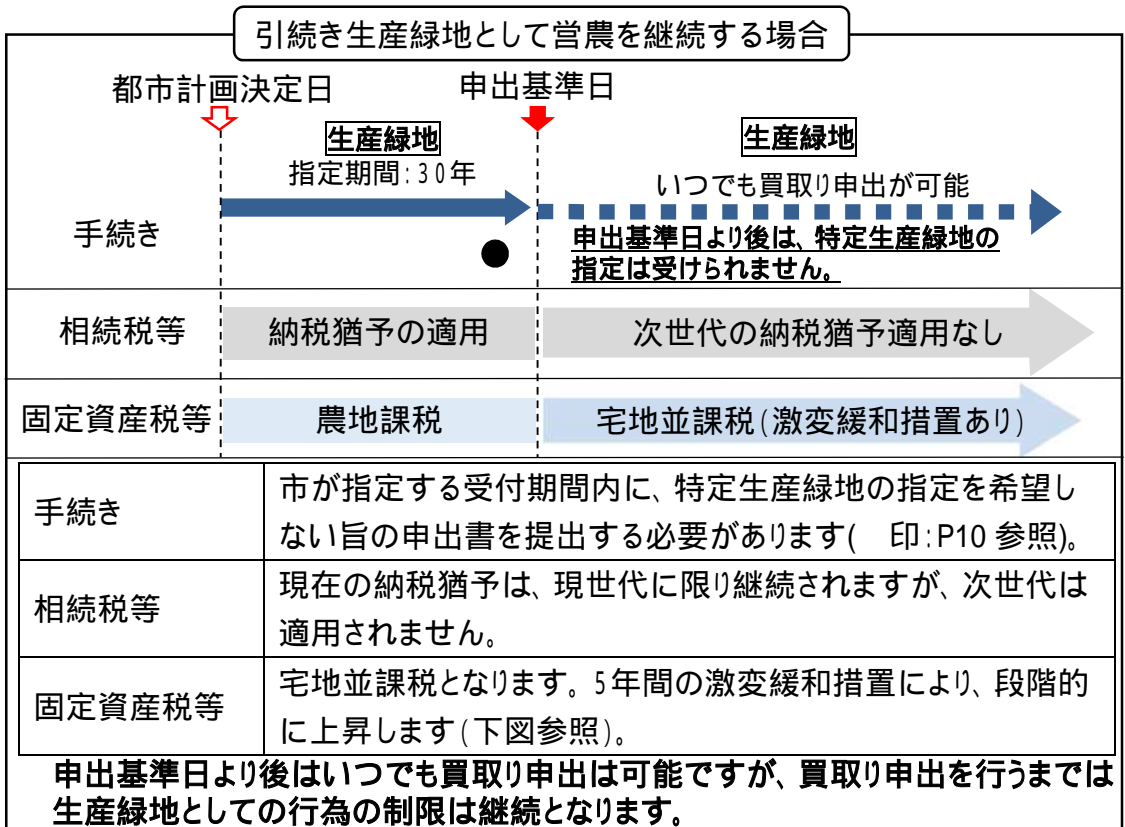
イ. 引続き生産緑地として営農を継続する場合

申出基準日が到来する生産緑地について、市が指定する受付期間内に、特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書を提出することにより、特定生産緑地の指定はせずに、引続き生産緑地として営農を継続することができます。

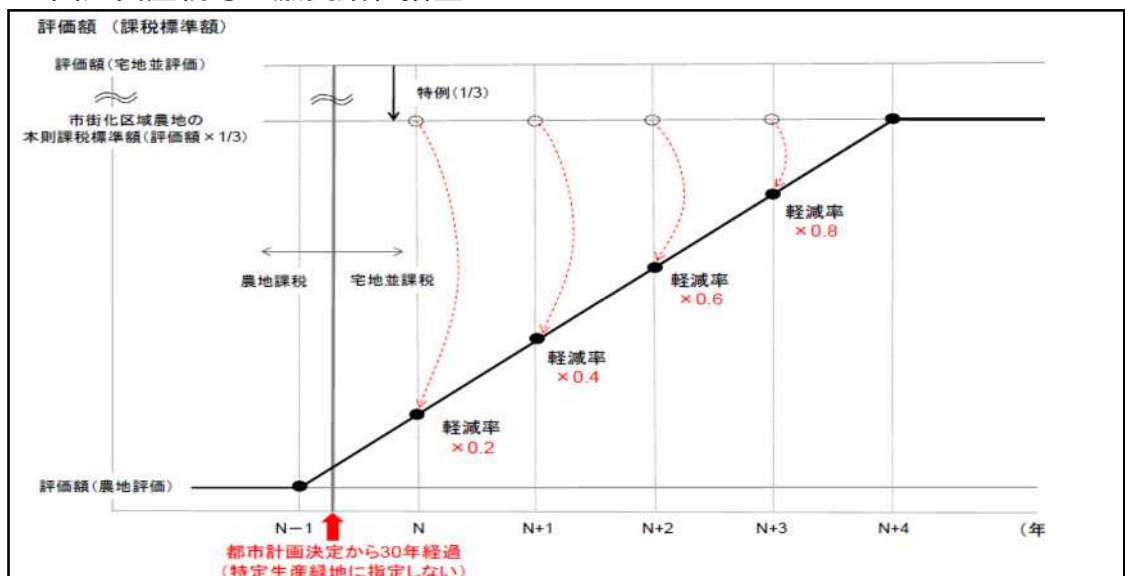
この場合、申出基準日より後は、いつでも買取り申出が可能となります。

また、固定資産税等は宅地並課税(激変緩和措置あり)となり、相続税等の納税猶予は次世代から適用されません。

なお、申出基準日より後は、特定生産緑地に指定することはできませんので御注意ください。



* 固定資産税等の激変緩和措置のイメージ



3 - (3) 生産緑地の一部を特定生産緑地に指定し、残りを指定しない場合

1つの生産緑地の中に、特定生産緑地に指定する部分と指定しない部分とがある場合、それぞれ手続きが必要となります。特定生産緑地に指定する部分については3 - (1)を、指定しない部分については3 - (2)(ア又はイ)を御確認ください。

なお、生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合、指定は筆単位で行いますので、原則として分筆登記を行っていただく必要があります。

4. 特定生産緑地の指定要件

法第10条の2第1項の中で、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、申出基準日以降においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができます。そのため、特定生産緑地の指定に当たっては、指定しようとする部分が以下の要件に適合していることが必要です。

- ・ 現在、生産緑地に指定されていること。
- ・ 農地として適切に管理されており、今後も管理できること。
- ・ 建築基準法の道路に2m以上接していること。ただし、原則として生産緑地の区域をそのまま特定生産緑地に指定する場合には、この限りでない。
- ・ 面積が300㎡以上であること。
「平塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」により、新たに生産緑地に指定できる面積が300㎡以上と定められていることから、特定生産緑地の指定要件についても、これを参考に300㎡以上としています。

【参考】特定生産緑地の指定(法第10条の2第1項)

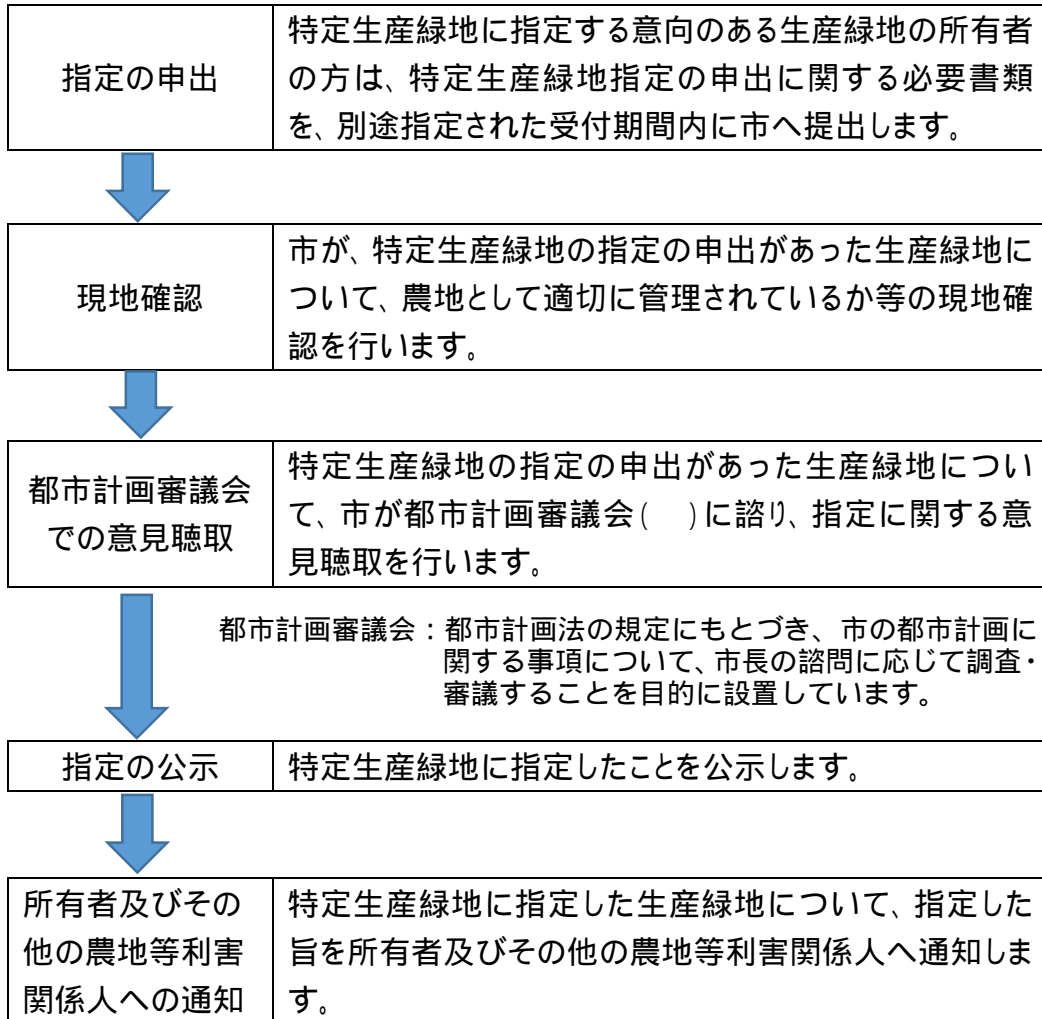
市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以降においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

5. 手続き

5 - (1) 特定生産緑地に指定する場合

特定生産緑地に指定する場合、次の ～ に基づき手続きを行います。

指定手続きの流れ



【参考】農地等利害関係人（法第3条第2項第4項）

「農地等利害関係人」とは、農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

特定生産緑地指定の申出に関する必要書類の受付期間

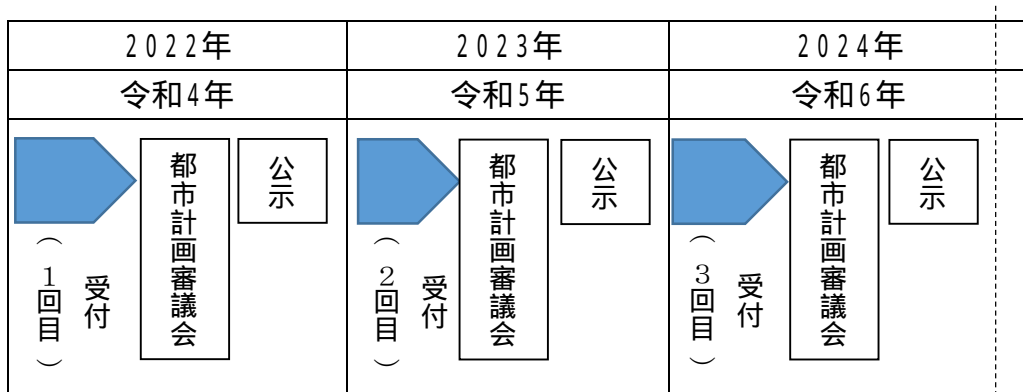
受付期間は、基本的に、申出基準日が到来するまでの3年間の間に、3回（年1回）設けます。また、特定生産緑地指定の申出を受付けたものは、その年ごとに特定生産緑地の指定の手続きを行います。

受付期間が始まる前に、対象の方に市から通知を送付しますので、通知に記載されている受付期間内に、同封されている特定生産緑地指定の申出に関する必要書類（P9参照）を提出してください。

* 平成6年、平成7年に指定が告示された生産緑地の受付期間のイメージ

生産緑地の告示年月日	指定の期限 (申出基準日)	受付期間
1994年12月22日 (平成6年)	2024年12月22日 (令和6年)	1回目:2022年(令和4年)1月~4月 2回目:2023年(令和5年)1月~4月 3回目:2024年(令和6年)1月~4月
1995年12月26日 (平成7年)	2025年12月26日 (令和7年)	1回目:2023年(令和5年)1月~4月 2回目:2024年(令和6年)1月~4月 1回目:2025年(令和7年)1月以降

* 平成6年12月22日に指定された生産緑地のスケジュールのイメージ



いずれかの期間内に申出が必要になります。

↑
申出基準日
(令和6年12月22日)



特定生産緑地指定の申出に関する必要書類

複数の生産緑地について特定生産緑地指定の申出を行う場合、生産緑地番号ごとに申出書を提出してください。

書類名	必要部数	備考
特定生産緑地指定 申出書 (第1号様式:P15)	1部	・申出者は、土地の所有者 ・印鑑登録されている印(実印)の押印が必要 申出者以外に農地等利害関係人(P7参照)がいる場合は、第3号様式の提出が必要
申出生産緑地明細書 (第2号様式:P16)	1部	・登記事項証明書(全部事項証明書)に記載されている事項を記入
登記事項証明書 (全部事項証明書)	1部	・申出日より3ヶ月以内に発行された最新のもの 法務局で取得したものに限る(インターネットで取得したものは不可)
公図の写し	1部	・申出日より3ヶ月以内に発行された最新のもの 法務局で取得したものに限る(インターネットで取得したものは不可)
案内図	1部	・申出する農地の位置がわかる図面 (住宅地図等)
特定生産緑地指定 同意書 (第3号様式:P17)	1部	・申出者以外に農地等利害関係人がいる場合に必要 納税猶予の適用による税務署長の抵当権については、平塚市が一括して同意申請を行うため、同意書の提出は不要です。
申出者及び農地等利害 関係人の印鑑登録証明書	1部	・申出日より3ヶ月以内に発行された最新のもの ・申出者以外に農地等利害関係人がいる場合は、全員分が必要 ・複数の生産緑地に対して申出者又は農地等利害関係人となる方は、印鑑登録証明書は1部だけ提出してください。
委任状 (参考様式:P19)	1部	・代理人が申出書を提出する場合に必要 ・印鑑登録されている印(実印)の押印が必要

指定、公示及び通知

特定生産緑地の指定については、法第10条の2第3項の規定により、平塚市都市計画審議会に指定に関する意見を聴いたうえで指定し、公示します。併せて、同条第4項の規定により、指定した旨の通知を当該生産緑地の所有者及びその他の農地等利害関係人に通知します。

指定期限の延長について

申出基準日から起算して10年を経過する日までに手続きをすることで、指定の期限を10年延長することが可能となります(その後、繰り返し10年ごとに延長可)。

延長に当たっては、指定時と同様の手続きが必要となります。

【参考】法第10条の3第1項

市町村長は、申出基準日から起算して10年を経過する日が近く到来することとなる特定生産緑地について当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができる。当該特定生産緑地について当該延長に係る期限が経過する日以後においても更に指定を継続する必要があると認めるときも、同様とする。

5 - (2) 特定生産緑地に指定しない場合

特定生産緑地の指定を希望しない場合は、特定生産緑地指定申出書の受付期間内(P8参照)に、下記の必要書類を提出してください。

書類名	必要部数	備考
特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書 (第4号様式:P18)	1部	・申出者は、土地の所有者 共有名義の場合は、代表者1名を申出者としてください。 ・認印の押印が必要

特定生産緑地に指定しない場合、固定資産税等の農地課税や相続税等の納税猶予が適用されなくなります。後で意向が変わった場合でも、申出基準日より後は、特定生産緑地に指定できませんので、よく御検討の上で提出してください。



5 - (3) 生産緑地の買取り申出をする場合(生産緑地を廃止したい場合)

特定生産緑地に指定せず、生産緑地を買取り申出する場合は、まず、特定生産緑地指定申出書の受付期間内に、特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書を提出してください(P10参照)。その後、申出基準日より後に下記の書類を提出してください。

主たる従事者の死亡や、農業に従事することを不可能にさせる故障(農業を継続できない重大なものに限られます。)が生じた際に買取り申出をする場合には、必要書類が異なりますので、市へお問合せください。

書類名	必要部数	備考
生産緑地買取り申出書 (様式第10-2号:P20)	1部	・申出者は、土地の所有者 ・印鑑登録されている印(実印)の押印が必要
登記事項証明書 (全部事項証明書)	1部	・申出日より3か月以内に発行された最新のもの 法務局で取得したものに限る(インターネットで取得したものは不可)
公図の写し	1部	・申出日より3か月以内に発行された最新のもの 法務局で取得したものに限る(インターネットで取得したものは不可)
申出者及び所有権 以外の権利者の 印鑑登録証明書	1部	・申出日より3か月以内に発行された最新のもの ・所有権以外の権利が登記されている場合、権利者の全員分が必要
買い取る旨の通知書の 発送を条件として当該 権利を消滅させる旨の 書面	1部	・抵当権等の所有権以外の権利が登記されている場合に必要
生産緑地地区指定 解除確認書(P22)	1部	・申出者以外の者が所有する農地と共同指定の生産緑地で、買取り申出により当該申出者以外の者の農地が生産緑地としての要件を満たさなくなり、連動して解除される場合に必要
委任状 (参考様式:P19)	1部	・代理人が申出書を提出する場合に必要 ・印鑑登録されている印(実印)の押印が必要

5 - (4) 手続きの受付場所

いずれの手続きについても、平塚市役所まちづくり政策課窓口(本館6階 B606)に、必要書類を直接提出してください。

6.よくある質問

Q 1 : 申出基準日とは何ですか？

A 1 : 生産緑地の都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過する日となります。

Q 2 : 農地等利害関係人とは何ですか？

A 2 : 農地等に、所有権、抵当権、賃借権等の権利に関する登記がされている場合の、登記名義人のことをいいます（P 7 参照）。

例えば、金融機関の名義で抵当権が設定されている場合、農地等利害関係人は金融機関となります。

Q 3 : 特定生産緑地に指定したいのですが、どうすればよいですか？

A 3 : 申出基準日の3年前から特定生産緑地指定の受付を始めます。対象の方には、市から別途受付期間や必要書類等の御案内を送付しますので、記載された受付期間内に、特定生産緑地指定の申出に関する必要書類を提出してください（P 7 ~ P 10 参照）。

なお、必要書類の提出が無い場合、特定生産緑地には指定されませんので御注意ください。

Q 4 : 特定生産緑地に指定した場合、どうなりますか？

A 4 : 特定生産緑地とは、生産緑地の都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過する生産緑地を対象として、買取り申出ができる時期を10年延長する制度で、既存の生産緑地における行為の制限が継続される一方で、引続き、固定資産税等の農地課税や相続税等の納税猶予などの税制措置を受けられます（P 3 参照）。

10年経過後は、所有者やその他の農地等利害関係人の意向により、繰り返し10年の延長ができます。その間、生産緑地における行為の制限は継続されます。

Q 5 : 特定生産緑地に指定しない場合、どうなりますか？

A 5 : 申出基準日より後であれば、いつでも生産緑地の買取り申出ができます。

特定生産緑地に指定せず、引続き営農を続けた場合でも、次世代から相続税等の納税猶予の適用はなく、固定資産税等も、5年間で段階的に上昇していき、生産緑地ではない通常の市街化区域内の農地と同様に宅地並の課税となります（P 5 参照）。

また、生産緑地の買取り申出手続きを経て行為の制限が解除されるまでは、生産緑地として行為の制限は継続されます。

Q 6 : 申出基準日までに特定生産緑地の指定を受けた場合は、その時点から10年延長になるのですか？

A 6 : 申出基準日から10年延長となります（P 3 参照）。

Q 7 : 特定生産緑地の指定をするかどうかで、相続税等の納税猶予はどう変わりますか？

A 7 : 特定生産緑地に指定されると、引続き、相続税等の納税猶予を受けることができます。既に納税猶予を受けている場合、特定生産緑地に指定せず、買取り申出を行うと、納税猶予の適用要件である「終身営農」に適合しなくなってしまうため、相続税等の支払いが必要となります（P 4 参照）。

また、買取り申出をせずに生産緑地として営農を継続する場合でも、特定生産緑地に指定しなければ、次世代から納税猶予を受けることはできません（P 5 参照）。

納税猶予の詳細については、平塚税務署(0463-22-1400)にお問合せください。

Q 8 : 生産緑地を解除したいが、どうすればよいですか？

A 8 : まず、市が指定する受付期間内（P 8 参照）に、特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書を提出してください（P 10 参照）。

その後、申出基準日より後に生産緑地の買取り申出に関する必要書類を提出してください（P 11 参照）。

Q 9 : 複数の生産緑地を所有しているが、そのうちの1つは特定生産緑地に指定し、残りは買取り申出を行うことはできますか？

A 9 : 可能です。その場合、合計で3種類の手続きが必要となります。

【特定生産緑地に指定する部分】

市が指定する受付期間内に、特定生産緑地指定の申出に関する必要書類を提出してください（P 9 参照）。

【特定生産緑地に指定せず、買取り申出を行う部分】

まず、市が指定する受付期間内に特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書を提出してください（P 10 参照）。

その後、申出基準日より後に、生産緑地の買取り申出に関する必要書類を提出してください（P 11 参照）。

Q 10 : 1つの生産緑地の一部を特定生産緑地に指定できますか？

A 10 : 一部だけ特定生産緑地に指定することもできますが、指定する部分だけで特定生産緑地の指定要件に適合している必要があります（P 6 参照）。また、指定する部分で筆が分かれていない場合には、原則として分筆登記を行っていただく必要があります。分筆登記後に、指定する部分については、特定生産緑地指定の申出に関する必要書類（P 9 参照）を、指定しない部分については、特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書（P 10 参照）を提出してください。

なお、特定生産緑地の指定要件として、面積が300㎡以上、建築基準法の道路に2m以上接道する等を定めています（P 6 参照）。

Q 1 1 : 後継者はいないが、営農を続けたいと考えています。どうすればよいですか？

A 1 1 : 特定生産緑地に指定することで、引続き、相続税等の納税猶予や固定資産税等の税制措置を受けながら、営農を続けることができます（P 3 参照）。その後、相続が発生した時点で、相続人が営農を継続するか買取り申出を行うか、判断する方法もあります。

Q 1 2 : 特定生産緑地に指定した後、買取り申出をすることはできますか？

A 1 2 : 特定生産緑地に指定した後、10年間は買取り申出をすることができません。ただし、主たる農業従事者の死亡や農林漁業に従事することを不可能にさせる故障（農業を継続できない重大なものに限られます。）が生じた場合は、買取り申出をすることができます。

Q 1 3 : 一度、市へ書類を提出したものの、特定生産緑地の指定に関して意向が変わった場合には、どうすればよいですか？

A 1 3 : 新しい意向に沿った書類を市へ提出していただく必要がありますが、まずは、市へ御連絡ください。

申出基準日前であれば基本的に変更は可能ですが、特に、特定生産緑地に指定しないから指定するへ意向が変わった場合、指定するための手続きには数ヶ月の期間を要するため、御連絡をいただくタイミングによっては間に合わない可能性があります。そのため、よく御検討の上で書類の提出をお願いします。

Q 1 4 : 「特定生産緑地指定の申出に関する必要書類」と「特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書」のどちらも提出しなかった場合はどうなりますか？

A 1 4 : 特定生産緑地には指定されません。法上は、特定生産緑地に指定する場合に、所有者やその他の農地等利害関係人の指定の意向を確認する必要があります。そのため、「特定生産緑地指定の申出に関する必要書類」の提出により、特定生産緑地の指定の意向が示されない場合には、「特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書」の提出が無くても、特定生産緑地には指定されません。

「特定生産緑地の指定を希望しない旨の申出書」は、市からの通知が届いていない可能性や、特定生産緑地指定の意向があるにも関わらず「特定生産緑地指定の申出に関する必要書類」の提出を忘れていた可能性等を考え、いずれの場合にも所有者の意向を示していただくことで、特定生産緑地の指定漏れを防ぐ目的として、提出していただくこととしています。

第1号様式

特定生産緑地指定申出書		令和 年 月 日
(提出先) 平塚市長		
申出者住所 _____ 氏名 _____ 印 電話 _____		
次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することを申し出ます。		
1 生産緑地番号		
2 申出生産緑地面積	m ²	
3 申出生産緑地の所在及び地番	申出生産緑地明細書(第2号様式)のとおり	
4 添付書類	(1) 登記事項証明書(全部事項証明書)	通
	(2) 公図の写し	通
	(3) 案内図	通
	(4) 特定生産緑地指定同意書(第3号様式)	通
	(5) 申出者及びその他の農地等利害関係人の 印鑑登録証明書	通
5 その他		
備考欄	受付印	

注意 1 印の欄には記入しないこと。

2 登記事項証明書(全部事項証明書)については、申出農地等の一筆ごとに添付すること。

申出生産緑地明細書										
生産緑地 番号	申出基準日	申出生産緑地の 所在及び地番	申出生産緑地の 所有者氏名	申出生産緑地の 所有者住所	面積 (㎡)	申出生産緑地に存する所有権以外の権利				
						権利の種類	権利の内容	権利を有する者の住所・氏名		

第3号様式

特定生産緑地指定同意書

令和 年 月 日

(提出先)

平塚市長

権利者住所 _____

氏名 _____ 親

電話番号 _____

次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に基づく特定生産緑地の指定の申し出に同意します。

所在及び地番	所有者氏名	権利の種類

注意 1. 権利者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

第4号様式

特定生産緑地を希望しない旨の申出書

令和 年 月 日

(提出先)

平塚市長

申出者(代表者)住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に規定する特定生産緑地への指定を希望しない旨を申し出ます。

なお、申し出する生産緑地が共有名義の場合、特定生産緑地への指定を希望しない旨を申し出ることについて、他の共有者の同意を得ています。

(特定生産緑地を希望しない理由) 番号に○を付けてください。

1. 別の土地利用を検討しているため
2. 営農が困難であるため
3. その他()

(特定生産緑地を希望しない農地)

生産緑地番号	所在及び地番	所有者氏名	面積(m ²)

注意 1. 特定生産緑地への指定を希望する場合は、「特定生産緑地指定申出書」を提出してください。

委任状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

(委任内容)

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

生産緑地買取申出書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

申出をする者	住所
	氏名 実印

生産緑地法第 10 条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (m^2)	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

2 参考資料

(1) 当該生産緑地地区に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 (m^2)	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

(2) 買取り希望価格

(3) その他参考となるべき事項

備考

- 1 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示のから起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。
なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同令第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。)については、当該生産緑地(農地又は採草放牧地に限る。)の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同令第4条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知られているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
- 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有するものが法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

生産緑地地区指定解除確認書

令和 年 月 日

(提出先)
平塚市長

権利者住所
氏 名 印
電 話 ()

私は、次の生産緑地地区について、指定が解除されることを確認しています。

生産緑地 地区番号	所在地	地 籍 (m ²)	地 目	所 有 者

【記入例】

第1号様式

特定生産緑地指定申出書		申出日を記入してください。 令和〇〇年〇月〇日
(提出先) 平塚市長	申出者の住所、氏名、電話番号を記入してください。	実印を押してください。
申出者住所 平塚市浅間町〇番〇号 氏名 平塚 四郎 <small>実印</small> 電話 0463 - 〇〇 - 〇〇		
次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することを申し出		
1 生産緑地番号	申出する農地の既存の生産緑地番号を記入してください。	<input type="text" value="〇"/>
2 申出生産緑地面積	申出生産緑地明細書の合計面積を記入してください。	1,500㎡
3 申出生産緑地の所在及び地番	中山生産緑地明細書(第2号様式)のとおり	
4 添付書類	(1) 登記事項証明書(全部事項証明書)	1通
	(2) 公図の写し	1通
	(3) 案内図	1通
	(4) 特定生産緑地指定同意書(第3号様式)	1通
	(5) 申出者及びその他の農地等利害関係人の印鑑証明書	1通
5 その他	添付書類の合計部数を記入してください。	
備考欄	受付印	

注意 1 印の欄には記入しないこと。

2 土地事項証明書(全部事項証明書)については、申出生産緑地の一筆ごとに添付すること。

第2号様式

申出生産緑地明細書									
生産緑地 番号	申出基準日	申出生産緑地の 所在及び地番	申出生産緑地の 所有者氏名	申出生産緑地の 所有者住所	面積 (㎡)	申出生産緑地に存する 所有権以外の権利			
						権利の種類	権利の内容	権利を有する者の住所・氏名	
〇〇	R4.11.13	平塚市浅間町 〇番〇	平塚 四郎	平塚市浅間町〇番〇号	500 ㎡				
	R4.11.13	平塚市浅間町 番	平塚 四郎 平塚 花子	平塚市浅間町〇番〇号 平塚市浅間町 番 号	500 ㎡				
	R5.12.24	平塚市浅間町 番	平塚 花子	平塚市浅間町 番 号	500 ㎡	抵当権	平成2年5月7日 設定	市 町〇番〇号 銀行株式会社	

特定生産緑地に指定する農地
を筆ごとに記入してください。

第3号様式

特定生産緑地指定同意書

同意した日を記入してください。
令和〇〇年〇月〇日

(提出先)
平塚市長

農地等利害関係人ごとに作成してください。農地等利害関係人には抵当権等も含まれます。

実印を押してください。

権利者住所 平塚市浅間町〇〇
氏名 平塚 花子 親
電話番号 0463 - 〇〇 - 〇〇

次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に基づく特定生産緑地の指定の申出に同意します。

所在及び地番	所有者氏名	権利の種類
平塚市浅間町 番	平塚 四郎 平塚 花子	所有権
農地等利害関係人ごとに記入してください。		

注意 1. 権利者が法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

提出した日を記入してください。

特定生産緑地を希望しない旨の申出書

令和〇〇年〇月〇日

(提出先)
平塚市長

申出者(代表者)住所 平塚市浅間町〇 〇
氏名 平塚 花子
電話 0463 - 〇〇 - 〇〇

私が所有する生産緑地地区指定後30年経過する生産緑地のうち、次の生産緑地について、特定生産緑地への指定を希望しない旨を申し出ます。

なお、申し出する生産緑地が共有名義の場合、特定生産緑地への指定を希望しない旨を申し出ることについて、他の共有者の同意を得ています。

(特定生産緑地を希望しない理由) 番号に〇を付けてください。

1. 別の土地利用を検討しているため
2. 営農が困難であるため
3. その他()

(特定生産緑地を希望しない農地)

生産緑地番号	所在及び地番	所有者氏名	面積(m ²)
×××	平塚市浅間町×番×	平塚 花子	800m ²

注意 1. 特定生産緑地への指定を希望する場合は、「特定生産緑地指定申出書」を提出してください。

委任状

(代理人)

住所 平塚市豊原町〇 〇

氏名 平塚 五郎

代理人に指定する人の住所
氏名を記入してください。

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

(委任内容)

・特定生産緑地指定の申出に関する書類の提出

・生産緑地の買取り申出に関する書類の提出

代理人に委任する内容を具体的
に書いてください。

委任した日(委任状を書いた日)を
記入してください。

令和〇年〇月 日

(委任者)

住所 平塚市浅間町〇 〇

氏名 平塚 花子 実印

実印を押してください。

【問い合わせ先】

平塚市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市計画担当

住 所 〒254 - 8686 平塚市浅間町9番1号

電話番号 0463 - 21 - 8781

F A X 0463 - 21 - 9769